

流域懇談会の進め方について

(流域懇談会進め方)

『小糸川水系 河川整備計画(案)』の立案に向け、流域懇談会を計3回程度、開催する予定である。各回の流域懇談会における検討議事(案)は、以下の通りである。

また、懇談会の開催に先立ち予め開催日時等を広報するものとし、懇談会は原則、一般傍聴を認める。なお、委員の自由な意見を確保する観点から、傍聴者からの御意見は直接お聞き出来ないこととし、意見記入用紙を回収して、意見を聴取する。

